

第1期第2回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

| | |
|--------|--|
| 1 日時 | 平成16年4月27日(火曜日) 午後2時00分～午後4時14分 |
| 2 場所 | 市役所5階委員会室 |
| 3 出席者 | 【会長】新井明夫 【会長代理】黒木中 【委員】小山豊、島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社中根総合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎 |
| 4 欠席者 | なし |
| 5 議題 | 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の評価員の選任について【議案第1号】 |
| 6 傍聴者 | 11名 |
| 7 配布資料 | 【議案第1号】福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の評価員の選任について、 【資料1】土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領(案) |

会長(新井明夫君) 定刻となりましたので、ただいまから、第2回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認でございますが、本日の出席委員数は10名でございます。会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名でございますが、羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第11条第3項の規定により、審議会ごとに、会長のほかに2名の委員が議事録に署名・押印することとなっております。また、この2名については、会長が指名することと規定しております。

本日の署名委員は、議席番号3番の島谷委員さんと、議席番号4番の瀧島委員さんをお願いします。

本日、傍聴の申し入れがございます。

傍聴に関する取り扱い要領については、今のところ、未制定でございますが、傍聴を認めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) ありがとうございます。それでは、傍聴を認めるということに決定いたします。

傍聴者の入場をお願いします。(傍聴者入場)

それから次に、ビデオ撮影の申し出がございますが、この扱いについていかがしたらよろしいか、ご意見を伺います。3番、島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 差し支えないことだと思いますので、私は賛成いたします。

会長(新井明夫君) ほかにご意見ございますか。4番、瀧島委員。

委員(瀧島愛夫君) 撮影機の持込みについては、私は反対です。理由といたしましては、傍聴につきましては、この審議会の審議内容その他を、要するにお聞きをいただく、ご確認をいただくということですし、内容についての確認は、後日、議事録等で確認ができると思いますので、撮影機の持込みについては私は反対をいたします。

会長(新井明夫君) ほかにございますか。2番、小山委員。

委員(小山豊君) 今、瀧島委員が言われましたけれども、それが議事録が発表されるまでがどうしても3カ月ぐらいいかかりますね、今までの恒例からすると。ですから、やはりこれは、我々はオープンでやるのですから、撮影機でも、録音機でも、抵抗ないと思います。

会長(新井明夫君) ほかにございますか。9番、島田委員。

委員(島田清四郎君) これは反対の立場です。さっきも瀧島委員さんからお話がありましたけれども、私の意見としては、やはりこれらのものの持込みによりまして、委員の自由な発言、あるいはまた、いろいろさまざまな制約があるおそれがありますので、これは反対をいたします。

会長(新井明夫) 8番、神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) いつも平日のこの時間に行われているんですけども、本来、この会場に来たい方はたくさん

いると思います。ですから、そういう方なんかも、ニュアンス的なこととか、どういう会場の雰囲気だったのかとか、どういう感じでの発言なのかとか、克明にしても構わないと思うんです。字面だけではわからない部分がたくさんありますし、できる限り住民やいろんな方々にわかるような形をとってあげるのが一番いいのではないかと思います。

それで、何か差し支えがあれば別なんですけど、別に映写機を回していることで何か不都合なことがあるわけではないので、私は撮っても構わないと思います。

会長（新井明夫君） 見解が2つに分かれました。発言者の趣旨は、皆さんそれぞれご理解できたと思います。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 映像であろうが、音声であろうが、公開を原則にしているわけですから、これはどちらでもよろしいんじゃないかと僕は思うんですね。ですから、映像によって何が差し支えあるかということは、ちょっと私にはわかりませんが、音声であろうが、映像であろうが、これはもう両方、それからこれからは、こういう公開の場であれば、あるいは国会であろうが、あるいは地方自治体の議会であろうが、そういうビデオなどを放送もするし、それから、そういうものを一般に広く、もう、メディアを通じてやっているわけですから、何も羽村市だけが例外ということでは私はないと思いますので、そういう趣旨をやはり私たちが自覚しながらやっていきたいと思います。以上です。

会長（新井明夫君） ほかにご意見ございますか。6番、中野委員。

委員（中野恒雄君） ビデオのほうは、非常に編集の仕方によっては誤解を招くようなこともあると思うんですね。これは一般放送界でもいろんな問題が出ておるわけですから、そういう中で非常に賛成、反対の方それぞれが、編集内容では非常に問題が出てくるというようなことで、私は反対です。

会長（新井明夫君） それぞれ賛成の立場、反対の立場からご意見が出されました。ここで、意見が分かれていますので、決をとらざるを得ないと思います。ビデオの撮影につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

会長（新井明夫君） 3名でございます。ビデオの撮影につきまして、反対の方の挙手をお願いします。

[反対者挙手]

会長（新井明夫君） 5名でございます。よって、本日の審議会に対しますビデオの撮影につきましては、それを認めないということに決定をさせていただきます。では、開会に先立ちまして、並木市長さんからごあいさつをお願いします。

市長（並木心） お許しをいただきまして、開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第2回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を招集いたしましたところ、委員の皆さんには、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろ、市の行政運営につきましてはご理解とご協力をいただいております、心から感謝申し上げます。

さて、本日の審議会は、議案といたしまして、評価員の選任について審議会の同意を求める事項1件であります。評価員は、地方公共団体が施行する土地区画整理事業において、土地および土地について存する権利の価額を評価する場合に、評価員の意見を聞かなければならないと定められており、事業を実施する上での諮問機関であります。

なお、議案第1号の審議終了後に、「その他」といたしまして、前回、説明をいたしました本審議会議事運営規則に基づき、審議会の会長が定めることとしております土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）について、委員の皆さん方にご審議をいただきたいと存じます。

それぞれの議案につきましては、審議またはご協議を重ねてよろしく申し上げ、開会のあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお申し上げます。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

それでは、議事に入るわけですが、一言ご報告を申し上げ、お計らいをしたい件がございます。

各委員さんに参考送付とさせていただきます、羽村駅西口区画整理反対の会世話人から審議会会長あてに出されました「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会において同審議会議事運営規則の審議の継続を求める申し入れ書」

の取り扱いにつきまして、本日の日程に取り上げておりませんが、「その他」の2番に追加して、その扱いについて各委員のご意見を伺いたいと存じますので、ご了承方よろしく願いいたします。

それから2点目でございますが、資料に訂正がございますので、事務局から発言をさせます。事務局。

区画整理課長（羽村福寿君） 第1回の審議会におきまして、参考資料としまして、本日取り扱う「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）」につきましてお配りをさせていただきました。その中で訂正がございますので、そのところを加筆等お願いしたいと思います。

まず、第1条の2行目でございます。土地区画整理「議会」となっております。こちらを「審議会」ということで訂正をお願いいたします。

2つ目といたしまして、第6条の第1項5号、(5)番のところでございます。こちらのただし書きのところでございますけれども、「時前に」を「事前に」に訂正をお願いいたします。

3番目といたしまして、第8条の1行目、この「要綱」となっておりますけれども、「要領」に訂正をお願いいたします。

同じく付則のところにつきましても、この「要領」に訂正をお願いしたいと思います。

以上4点でございます。よろしく願いいたします。

会長（新井明夫君） 4点の訂正をお願いしました。それでは議事に入ります。

（「会長」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 前回の第1回審議会の議事録の要望書を、小山委員のほうから提出してありますが、それをやはり先に皆さんにお諮りいただけませんか。第1回の審議会の議事録です。

会長（新井明夫君） 第1回の審議会の議事録について、会長宛に、休憩時間中の発言についてこれを議事録にとどめよというご発言がございました。それで、会長限りにおいて、会議の今後の進行の上において休憩という事態が発生した場合の発言については、録音機も止め、休憩たる処理をすべきであろうと、こういうご意見を申し上げて、小山委員に了承いただいたところでございます。

したがって、会議終了後、小山委員から申し出がありました申出書については、参考として委員各位にお配りをさせていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員（島谷晴朗君） それは今日も順次ですね。

会長（新井明夫君） はい。

委員（島谷晴朗君） それでは、ちょっと私、緊急動議を提議したいと思っております。

会長（新井明夫君） 3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今、会長のほうから、西口区画整理反対の会より申し入れ書として提出させていただいておりますが、これは皆さんのお手元でございます。これを、やはり先議としてここで、まだまだ不十分だという要望が寄せられておりますので、これは前回の運営規則のいわゆる矛盾点などあるようですので、これをやはり先議してやっていただきたいというのがこの緊急動議の理由でございます。

もう皆さん、これをごらんになっていると思いますが、4点でございます。5点目は、これはその他として、そのときのあれではございませんが、この4点についての疑義、まだまだこれは討論を必要とする非常に重要な問題だと思いますので、これをぜひ先議していただきたいということでございます。

会長（新井明夫君） ただいま、3番の島谷委員から緊急動議が提出されました。

緊急動議ですから、この動議を先決する必要がございます。私が冒頭申し上げましたのは、本日の日程に追加し、既にご送付してあります議案の次にこれの取り計らいについてご意見を伺いたいと、こういうふうに申し上げたわけですが、ただいまの緊急動議は、これを先議すべきであるということでございます。

そこでお諮りいたします。先議すべきと考える委員さんの賛成の挙手をお願いします。

（「挙手ですか。意見では」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 今回の緊急動議に対して採決をしたいと思います。緊急動議を可とする者の挙手をお願いいたします。

（「これに対する説明は」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） まず、緊急動議の趣旨は、先議すべきであると、こういう緊急動議ですから、先議を必要とするか否かをここで採決をしたいと思います。

（「その付加説明は許されないのでしょうか」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 議事の順序が確定して段階において、その議事の順序に従って、しかるべきところでご説明をしていただくことはよろしいかと思えます。

8番。今の緊急動議に対することでございますか。8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 評価員の件に関しても、結局はこの運営規則に従ってやられていくんだと思うんですけども、ですからその前に、やはり物事の決め方というものを、それが基本となるわけですから、議事運営規則をきちっと納得する形にしなければいけないと思うんです。これが基本となって何年間も基としてやられるわけですから、非常に大切なものなので、これなくして、この議論なくして先に進めることというのはできないと思うんですが。

会長（新井明夫君） 緊急動議に対する質問を受けた形になっておりますので、ほかにご質問がある方のご発言を認めます。ほかにございませんか。2番、小山委員。

委員（小山 豊君） これは島谷委員から提案がありました緊急動議ですから、それを一番先に解決しないとイケないと思うんです。以上です。

会長（新井明夫君） 4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） 先ほど、この議事に入る前に会長さんからご説明がありましたように、本日予定されております議事の後に、「その他」の2ということで、会長さんが、それは皆さんでご検討いただくという趣旨の発言が以前にありました。そのとおりでよろしいのではないかと思います。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。9番、島田委員。

委員（島田清四郎君） いずれにしても、日程どおりお願いいたします。

会長（新井明夫君） ほかにございませんか。

それではお諮りをいたします。3番、島谷委員から出されました緊急動議について、これを可とする方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

会長（新井明夫君） ありがとうございます。3名でございます。否とする方の挙手をお願いします。

[反対者挙手]

会長（新井明夫君） ありがとうございます。賛成少数でございます。よって、本動議は却下いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議案第1号「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の評価員の選任について」を議題といたします。市長より提案説明をお願いします。市長。

市長（並木心君） 議案第1号「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の評価員の選任」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の評価員の選任をするため、土地区画整合法第65条第1項の規定により、本審議会の同意を求めるものであります。

評価員の定数は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行規程第 21 条で、3 名と定められております。

今回、評価員として、羽村市緑ヶ丘 5 丁目 9 番地 1 にお住まいの吉岡清様、羽村市富士見平 1 丁目 1 番地 31 にお住まいの武内昌一様、羽村市小作台 5 丁目 2 番地 4 にお住まいの馬場見良樹様の 3 名を、評価員として同意を求めるものであります。

詳細につきましては、都市整備担当部長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

会長（新井明夫君） 都市整備担当部長。

都市整備担当部長（中野祐司君） それでは、議案第 1 号の細部につきまして、ご説明申し上げます。

評価員につきましては、土地区画整合法第 65 条第 1 項に規定されておまして、土地の評価を適正、妥当なものとするための諮問機関であります。その選任の公正を期すため、審議会の同意をいただいた上で選任するものであります。

それでは、ご配付の議案資料第 1 号でございますが、これによりご説明をいたします。

表の上の方から順に説明をいたします。

初めに、吉岡清様につきましては、不動産鑑定士および宅地建物取引主任者の資格を有しており、現在、主に不動産鑑定士として活躍されている方でございます。

公職としましては、羽村市固定資産評価審査委員会委員を務められ、区画整理事業に関係する公職といたしましては、八王子市中野中央土地区画整理事業評価員、瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理審議会委員、昭島市中神土地区画整理事業第二工区審議会委員を務められ、不動産の評価および土地区画整理事業に精通をしている方でございます。

次の武内昌一様につきましては、市内で不動産業を営み、宅地建物取引主任者として市内の土地や建物の取り引き、および不動産管理等を数多く取り扱っており、土地および建物の評価に精通されている方でございます。

公職としましては、法務大臣から保護司を委嘱され、公共の福祉に寄与されておられます。

次の馬場見良樹様につきましては、長年、土地区画整理士として土地区画整理事業の換地設計等に携わり、土地区画整理事業に練達していることから、換地設計の見地から土地評価ができる方でございます。

現在、町田市忠生土地区画整理事業評価員、および八王子市中野中央土地区画整理審議会委員を務められ、土地区画整理事業に精通をしている方でございます。

以上で、議案第 1 号の細部説明とさせていただきます。

会長（新井明夫） 説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。委員のご発言をお願いいたします。8 番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 私は、評価員の選任なんですけれども、この方たちでいいかどうかそれ以前の問題で、その段階にこの事業が至っていないということを私は思っております。

土地評価等の段階に至っていないという理由は、多くの地権者や住民がこの事業に納得していないわけなんです。今回の選挙でもそうでしたが、もうこの事業をやめてほしいという方の多くの投票をいただいております。ほかにもいろいろ反対、このやり方が納得できないという方のご意見がたくさんあります。

まず 1 つ、多くの方が納得していないという理由の 1 つに、事業計画自体に瑕疵があるということです。段丘傾斜面に碁盤の目の道路をあてがうこと自体、非常に不可思議なことです。

そして、モノレール誘致のための目的でこの計画は発案されております。しかし、今、そのモノレールは構想路線から外れて検討課題となっております。

それから、西側に関しては、川と段丘面がありまして、こじんまりとした住宅地なんです。そこを商業地域にしていくというような、大きな商業地域にしていくというような、このような計画自体に瑕疵があるということ。

それからもう 1 つは、市の進め方なんですけれども、区画整理事業というのが、皆さんご承知のとおり、住民負担の特殊な事業なんです。しかし、区画整理手法というのは整理の中のたった 1 つの手法ですが、選択時に全く説明がなかったです。きちっとした納得いく説明がなかった。選択さえさせなかった。そして、合意があったとして、これが平成 4 年 7 月 11 日の 3 点合意なんですけれども、その後、強行してしまったということ。

それからもう 1 つは、区画整理法に問題があるということです。これは今、各地で、裁判や行政不服審査請求や、全国各地で多くの住民が苦しんでいるんですけれども、生活のためにある 1 つの土地を、1 つの不動産的尺度だけしか当てはめれないという、人の土地をそういう形で、尺度で見る。そして優劣のある街区に一方的な価値で減歩して、はめ込んでいくという、非人間的な手法である、そう思います。

そして、この区画整理法は非常に問題があるんですけれども、それを羽村市は悪用してやっているとしか私は思えません。このまま、どんどん、どんどん、手続を進めていこうと、今までどおり強行していこうとして、きょう、この評価員を選び、次にこれをして、次にこれをしてという形で市は踏んでいるんだと思いますが、多くの住民が納得していない中で、このようなことを強行し、本日、評価員を選任するということに関しては、非常に私は問題があると思います。以上です。

会長（新井明夫君） この審議会の性格から、本来、施行者である羽村市と、それから権利者との間にある、ただいまのご意見であろうというふうに思います。本審議会は、施行者から出されました案件について、同意または意見を述べる、これが区画整理法の我々の審議会に与えられた権能でございます。

したがって、会長としては、その権能の中で粛々とやっていくべきであろうと、こういう判断を持っておりますが、いざれにしても、初回でございますのでただいまのご意見も出たのだらうと思いますが、市長から提案のありました評価員の選任に対する同意に関係してのご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いします。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今、神屋敷さんが言われた、こういう区画整理事業のいわゆるその進め方自体に問題があるわけですよ。したがって、このように、いわゆる合法的だという、これだってまやかしかど私は思ってますよ。この合法性なるものの中に、あなたたちのまやかしが潜んでいるんです。それをそのまま押し進めていいのかどうかという、その瑕疵の問題を今言ってるんですよ。

ですから、こういう評価員を選任するような場面ではない。これはもっと先でもいいんですよ。そういうことを訴えているんでしょう。これが住民の声だとすれば、一体、市長、どうするんですか、これ。もう少し真剣になって考えてもいいと思う。合法的だといって、法に沿って何でもやるんだ、粛々やるという、そういう問題じゃないでしょう。こういうところでも議論したっていいと僕は思っている。以上。

会長（新井明夫君） 今、3番の島谷委員さんからも同様の発言がございました。ほかの委員さんから、この審議会の権能の範囲で私は発言を許していきたいというふうに思いますけれども、その辺に対する、まず各委員さん、皆さんのご意見を拝聴した上で、方向づけをしていかななくてはいかんだろうというふうに考えておきまして、もし、ご意見がございましたら、意見の開陳をお願いしたいと思います。7番、小宮委員。

委員（小宮國暉君） ただいま、意見が2名の委員の方から出されたのですが、まあ、これは昨年から事業決定がされ、今回、この審議会が設立したと。いわゆる反対の方もおられるということは十分認識した上で私は意見を申し述べますが、先ほど、会長が言われたように、やはり行政といいますか、事業者の中から出された案件、これについて、意見または同意、また、決をとったりすることもあるかと思いますが、そういう手順を踏んで、この審議会の委員がいわゆる一方的に偏らずに公平な立場でもって、各委員が公的な立場を踏まえながら、いわゆる採決または意見を言う場であると。

もちろん、市から出されたものが、全部が全部二重丸とは考えておりません。中には、そういったものについて、何と申しますか、本当の住民の気持ちがこの部分は反映されてないんじゃないかとか、そういうことはあるかと思えます。

ですから、この日程に沿った形で、今、評価員を決めるという議事でございますが、これはやはり遅かれ早かれ決めておいたほうがいいというふうな判断のもとで、ここに同意を求めたのではないかというふうに解釈いたします。

よって、事業そのもののあり方は、もう既に全員の方が、選挙あるいは審議会の設立というものを認知している段階でございます。要するに、階段を一步踏み込んだわけですよ。ですから、この場において、要するに昨年とか一昨年のほうにさかのぼった形の議論は既に済んだことだと。

これからどうやってこの住みよいまちづくりを仕立て上げようじゃないかと、こういう前向きな形でないと、審議会も何もあったものではございません。何のための審議会か、何のために今まで皆さん方が、もちろん住民の方も意見を出し合ったり、あるいは市のほうもまちづくりのために非常に努力されてたということは、私は十分感じております。

その上に立って、要は一步踏み込んだ段階ですから、さかのぼってこの事業の本質的なものを、事業が成立しないとかそういうふうな後ろ向きな議論は適切でない、もっと前向きに考えていかななくてはと、それが住みよいまちづくりの第一歩じゃないでしょうかと、このように思います。

ですから、今日の議事は日程どおり粛々と進められるのが妥当かと思われまますので、その点の意見を述べさせていただきます。

会長（新井明夫君） 9番、島田委員。

委員（島田清四郎君） 先ほどの8番委員さん、そしてまた3番委員さんのお話の中に、権利者の皆さんの中には大変反対しておるとのお話が出ておりますが、私もそういう声は聞いております。だけれどもその反対に、「早くやってくれないか」と、「何をぐずぐずしているんだ」と、そういう権利者の方も多いわけです。

したがって、これはやはり、先ほどの会長の案のように、きちっとこの辺の日程を決めて、その中で日程に従って我々は議論をすべきだというふうに考えます。以上です。

会長（新井明夫君） 5番、中根委員。

委員（中根康雄君） 今、本会に諮問されておりますのは、3名の評価員の選任に対して同意をするか、しないかということだと思います。先ほどの説明から、私はそれぞれ精通をしている方だと認識いたしまして、これらの3名の方を評価員として同意をしたい、そのように思っております。以上。

会長（新井明夫君） 4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） ただいまここに、評価員の方がいますけれども、委員を委嘱するにあたって、任期というものがあるのでしょうか。その点をお伺いしておきたいと思います。

会長（新井明夫君） 事務局、答弁を願います。都市整備担当部長。

都市整備担当部長（中野祐司君） 評価員の任期につきましては、これは任期はございません。ですから、区画整理を進めていく上では、この方々に基本的には最後までお願いしていきたいと、そのようなことでございます。以上です。

会長（新井明夫君） よろしいですか。4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） どうもありがとうございました。

私も、5番・中根委員と同様に、本日ここに選任していただきたいという3名の委員の方につきまして、選任するに値すると思いますので、賛成をしたいと思います。

会長（新井明夫君） ほかに。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 神屋敷さん、および私が発言しましたことについて、小宮委員、それから島田清四郎委員のご意見を承りました。私は、こういうことを述べるのは、いわゆる法のとおりにやっているということは、どれほどよくよく審議しなければおかしなことになりますよという、これは見本なんです。このことを小宮委員もよくご存じのはずだと思います。

ですから、このことを我々は、もう済んでしまったことのように言われるということ自体がおかしいんです。確かにありました。事業決定されたときには、反対の人の中にも「もうこれは、決定されたらもう仕方がないよ」と。だから僕は言うんです。「あなたは、長いものに巻かれる、そういう考えですか」と。

やはりこの民主国家にあってですよ、長いものに巻かれて、昔は何とか言いましたね、赤子と何とかはかなわないというようなことがありますね。そういうようなことじゃないんですよ。

なぜ、これ9年間も、この反対の会の人たちがこれだけ続けてやってきたかということ。ですから、法のもとに粛々とやるというようなことが、本当にいいのかどうかということの再検討を、神屋敷さんも求めているんです。そういう言葉を、こういう公的なところでやはり話し合っても、とてもいいことです。

皆さんはそれなりに、我々も含めてですよ、選挙を受けて当選したわけですから、そういう人たちに対してもその責任があるだろうと私は思います。もう少し大きな点で、大きな視野で、この羽村市を考えていってほしい、そう思います。これは最大の願いなんです。

会長（新井明夫君） 6番、中野委員。

委員（中野恒雄君） 今まで島谷さんのお話を聞いていると、何か法治国家を否定するような感じを受けるわけですけど、そういう中で、これはもう、審議会は選挙で私たちは当選したわけですから、これは会長が「粛々と」というようなお言葉を使っていますけど、政治家がよく使う言葉だと思うんですけど、これを進めていくのが非常に大事だと思うんですよ。

今もって、後に戻って、先ほども言いましたけれども、戻って論をするより、前に進めていろいろな問題を抽出して話し合っていくということが大事かと思うんですけど。日本は法治国家ですから、その辺を踏まえて意見をいただきたいと私は思います。

会長（新井明夫君） 8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 法というのは、本来、国民を助けるためにあるものだと思うんですけども、区画整理に至っては、もう本当に苦しんでいるところがたくさんあるわけですね、住民、国民が。

それで、今回、評価員のことなんですけれども、我々審議委員もそうですけれども、同意事項と合意事項、評価員の選任をすればいい、そういうふうにおっしゃいますけれども、一つ一つが独立してあるわけじゃないわけなんですよ。

換地のことにかかわることに関しても、結局は評価員とつながってくるし、いろんなこともつながってくるんですよ。最終的に私たちには非常に責任があると思うんですね。住民や権利者の一人ひとりの人生を背負っているようなもので。

で、まあ、最終的に虫食いの街になったり、ゴーストタウンになったり、そこに住んでいる人たちが追い出されなければならないような、いろんなことが全国各地で起こっています。

それで羽村市が今やっていることは、中心市街地活性化法だなんだって新聞にも載っているんですけども、まちづくりとして先が全く見えないんです。それで住民にとっても、区画整理に関しては清算金なんか一番最後にしかわからない

というようなこともありまして、住民にとっては精神的苦痛が非常に大きいんです。

先ほど、島田審議委員さんが、賛成の人もいるとおっしゃいました。確かにそうです。賛成の方もいるでしょう。反対の人もいるでしょう。でも、そこで討議して討議して、ずうっといろいろやって、意見をまとめた段階でここに来るはずだったんです。そして審議会委員も、私たちは選挙を認めたわけじゃないです。事業手続をとめてください、とめてください、とめてくださいということを、何回今まで言ったかわかりません。ですけれども、強行してきた。反対の人たちがいるのに強行してきたわけです。そして今を迎えているわけです。

私としては、この評価員の選任という段階には至っていない、それしか言えないです。今やることは、ここをどのような街にするかとか、土地権利者の意向調査とか、どういうふうな設計にしていくかというような、人生設計をみんな踏まえて、それから地域の特性を踏まえたものを、どうやっていくかということで、立体的ないろんなものが見えるものを住民にも市民にも提示しなければいけないと思うんです。

何しろ、もう平成4年の段階から区画整理ありきで、全部、新都市建設公社に丸投げして、新都市建設公社の手法が区画整理ですから、ほかの手法だってまちづくりにはあるはずですよ。それを全部否定してやってきたことの、今ここで問題が吹き出しているんだと思います。以上です。

会長（新井明夫君） 4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） 審議会は区画整理をやるかやらないかを定める場ではなくて、やるにあたって、一つ一つ権利者の不利にならないように、それを審議し、公平な負担で行っていくというところに我々審議委員の仕事があると。

ですので、今、8番委員、3番委員の意見は、要するに区画整理をやる、やらないのところまで戻そうじゃないかという話、これは審議会の範疇にあらず。ですので、今、意見を言われたのはそれで結構だと思いますが、以降、やる、やらない、そういう範囲のご意見はご遠慮いただきたい。以上。

会長（新井明夫君） いろんな意見が出ましたが、本議題は評価員の選任でございます。ご質疑がなければ、以上でご質疑を打ち切って採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(3番委員より「評価委員のことについて、ちょっとお尋ねしたい」との発言あり)

会長（新井明夫君） 3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 私はよくわからないんですが、先ほど事務局の中野さんから説明がありましたが、評価員のもう少し具体的な仕事の内容を、それから、どういうことをどうするのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

会長（新井明夫君） 答弁をお願いします。都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） それではご説明いたします。

評価員といいますのは、先ほども申しましたが、いわゆるこれから換地設計をしていくわけですが、換地設計をするためには換地設計基準というものを定めなければなりません、換地設計基準、その前に当然、前にかどうか、それをするためには、区画整理というのは従前の土地を整理後、換地をしていかなければならない。それが1つ、いわゆる区画整理法でいいますと照応の原則というふうな形で、従前の土地を置き換えるというふうな形になります。

その中で、土地を評価、これは評価員ですから土地を評価していくわけですが、その中には非常に細かいものを定めていかなければならないわけです。まず、小さなことを言いますと、土地のいわゆる従前、今持っています、一般の宅地でしたらいいんですけれども、私道ですね、私道などの評価をどのようにしたらいいか。一般の土地と違いますので、そういうふうな土地を評価する。それとか、土地が段差があったり変形があったり、そういうふうな細かい土地を、いろんな形がありますので、その土地を評価をしていくというふうなことです。

それは当然、施行者がするわけですが、そのときに、諮問機関でございますので、そのまた評価員の意見を聞いて、そして土地の整理前と整理後の評価をしていくと、そのような仕事でございます。

会長（新井明夫君） 関連ですか。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） いわゆる整理、換地前と換地後の土地の評価をするわけですね、主として。そうしますと、土地の評価をされて、諮問された場合に、そのとおりになるんですか。そのとおりに、評価額というのですか、評価額は決まるのですか。そうでもないんですね。

会長（新井明夫君） 都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） これはあくまでも評価員に対しましては諮問事項でございますので、その中で評価員方から意見を出されて修正する場合がありますし、施行者の意見が通る場合もあります。これは諮った上でないと、

そのまま通る、通らないというのは、今のこの段階では申し上げることはできません。

会長（新井明夫） 8番、神屋敷委員。質問ですね。どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 私も、評価員の仕事というのがよく見えません。それで、土地の私道とかの評価とか、いろいろなものをそこで諮問していくということだと思えるんですけども、情報公開した段階で、平成11年度の業務委託契約の新都市建設公社の中で、路線価の算定とか、もう平成11年の段階なんですけれども、各係数の検討、係数図作成、施行前後各係数計算とか、そういうものが出てきているわけなんです。

それから12年度に関しては、路線価の算定、やはり検討、修正係数、それから施行前後の街区評価とか、そういうのも出てきております。それから、平成14年度の委託内容を見ますと、換地設計案の準備、換地位置の基本構想とか、そういうことが新都市建設公社の委託の中で書かれているんです。

そうすると、評価員というのは何をやる、評価員会というのはあるんでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） これは評価員会というものは本来は存在いたしません、今まで羽村市がやってきた場合には、それぞれ評価員の方に聴く場合、やはりその3名の方に集まっていただいて、ご意見を伺っているというふうな形でやっておりますので、正式には評価員会というものはありませんが、そのような形で評価員の諮問に対しての進め方は行っているということでございます。

会長（新井明夫君） 8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 羽ヶ上の区画整理を調べますと、昭和57年のときに2回とか、58年に2回とか、そういうふうなずっとやっている資料がここにあります。それで、これは議事録とかは存在するのでしょうか。

他地区の、ちょっとこれは埼玉なんですけど、評議員会議事録を住民のニュースに載せたものを見たことがあるんですけども、羽村市の場合は、この評価員会の議事録というのは存在するのでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） 今現在、羽ヶ上の場合は存在していません。

会長（新井明夫君） ほかにご質問ございますか。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） そうしますと、今、羽ヶ上の場合にはありません。今回はどうなるんですか。

会長（新井明夫君） 青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） やはり当然、今後は、やはりその中で諮問いたしまして、審議いただいた内容については、やはり議事録を作成していきたい。ただ、評価の場合ですと、非常に難しいのは、それが公開できるか、また公開できないかというのはちょっと別といたしまして、やはりそこで審議した内容については、当然、議事録としてまとめたいと考えております。

会長（新井明夫君） 3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） そうしますとその議事録は、いわゆるテープでとって、またテープ起こしをしていただけるわけですね。

会長（新井明夫君） 青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） 今現在は、テープ起こしということではなく、その中で議事録を担当者が筆記をしながらまとめていくというふうな考えております。

会長（新井明夫君） 8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そうすると、審議会のほうに評価員のお話が出るときには、慎重審議の結果、こういう結果になりました、市のほうの出されたものに関して妥当であるとか、これがよいのではないかというような形で同評価員から

意見をいただいておりますという形で審議会のほうにお話があるのではないかと思いますので、そういたしましたら、私、審議委員といたしまして無責任なことではできませんので、評価委員会の公開を求めますし、評価委員会に出席したいと思っております。それから、審議会に出てくる議題が評価員に関係したことがありましたら、その議事録は審議委員会の前に配付していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） 評価員は評価員として独立しておりまして、審議会に諮る内容というものも、ここで今までもご説明してあるとおり、審議会に市として諮問事項として諮るもの、同意をいただくもの、もうその内容は決まっております。そして、やはり評価員は評価員として、独立としての機能を持っております。

ですから、当然、そこで評価員に諮ったものを施行者が審議会に諮るということになりますので、今、8番委員さんが要求されたことにつきましては、今現在では考えておりません。

会長（新井明夫君） 8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 考えておりませんということの中で、いろいろなことが「異議なし」「異議なし」「異議なし」として進められるということは、私としては、これだけ大きな事業であり、また税金を投入する事業であり、住民に負担を課す事業である中で、とても許されざることだと思っております。質問です。

会長（新井明夫君） 青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） これにつきましては、当然、評価員に諮りまして、施行者が審議会にその関連のところを提案する以上は、やはりそれは今度は施行者としての説明責任があるわけです。そこで、当然、審議委員の方それぞれがやはりそこで疑問に感じていることに対しては、それなりのやはりご説明をして理解をしていくというふうな流れになるかと思っております。

会長（新井明夫君） よろしいですね。以上で質疑を打ち切ります。

それでは、議案第1号「評価員の選任」について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の評価員の選任について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、(2) 番の「その他」に入ります。

初めに、「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）」についてを議題といたします。

本審議会議事運営規則第4条2項において、傍聴に係る事項は会長が会議に諮りこれを定めるとされております。そこで、第1回審議会の際に、市が作成した傍聴に関する取り扱い要領（案）を配付させていただき、本日、この要領案をたたき台に検討することで委員の皆さんにお願いをいたしました。

まず、事務局から、このたたき台たる要領案の内容について説明を求めます。事務局。

区画整理課長（羽村福寿君） それでは、土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1条につきましては、「趣旨」でございます。

こちらにつきましては、審議会の議事運営規則の第4条2項において、今、会長が言われたとおり、定められているということで、その傍聴に関し必要な事項を定めるものとするということです。

第2条につきましては、「審議会の傍聴」ということで、審議会を傍聴できる者は、区内において宅地の所有権を有する者、宅地について借地権を有する者、およびその他会長が許可した者とする、という規定となっております。

その中で、「その他会長が許可した者」というところでございますけれども、こちらにつきましては、宅地の所有者や借地権を有する者の家族であったり、区内の居住者など、そういう者がこの中に含まれるものです。

2条の2項につきましては、会議の傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所で傍聴人名簿に所定事項を記入し傍聴券の交付を受けなければならない、と。この中で、「所定の事項」という内容につきましては、住所、氏名、あと第2条の1項のほうで、こちらに傍聴の要件がございますので、権利関係を記載をいただきたいと考えております。

そして、傍聴券につきましては、休憩等での出入りがある場合、傍聴人を確認するために必要なものということで、交付をさせていただくということです。

2条3項につきましては、その傍聴券の交付の手続を会議開始30分前より行おうと。

傍聴券の交付については、4項で先着順とするということでございます。

第3条、傍聴人の定数につきましては、傍聴人の定数は会長が決定をするという内容でございます。

この定数でございますけれども、原則的に、本日行っておりますこの委員会室、こちらを使用することになりますので、本日も設定してございますけれども、会議室の広さから考慮して、おおむね16名程度としたいというふうに考えております。

また、傍聴者が多くてどうしても会場に入りきらないという場合につきましては、それらの方につきましては、別室、この下の階になりますけれども、そちらのほうに別の部屋を用意させていただきまして、モニターで聞けるような対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

第4条につきましては、傍聴券の返還の関係で、そこに記載のとおりでございます。

第5条につきましては、傍聴席は会長が指定すると。原則的にはこの委員会室を使用することを考えてございますけれども、会場が他の場所で開かざるを得ないというような場合につきましては、会長がその傍聴席を指定するという、会場が異なったときの規定として第5条を設けてございます。

第6条につきましては、傍聴席に入ることのできない者ということで、そこに7項目記載をしてございます。

第5条の「録音機、写真機、撮影の類を携帯している者」ということがございますけれども、会議を進めていく上で、会議を中断する場合があります。これらのときに、記録につきましては議事録は作成しないということでございますので、傍聴の方が録音機等を持ち込んでその時点の内容を録音するとなりますと、その自由な発言の抑制、あるいは会議の上に支障を来すことになるということで、録音機、写真機、あと、撮影機の類を携帯をしている者につきましては傍聴することができない、という内容にしてございます。

あと、「会長が許可する者」という項目につきましては、こちらは公共の報道機関ということを考えております。

次に、第7条、傍聴人の守るべき事項につきましては、傍聴人は傍聴席にあるときは静粛を旨として次の事項を守らなければならないということで、そこに5項目記載のとおりでございます。

傍聴人の退場。第8条でございます。こちらにつきましては、傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合には、会長がこれを制止し、その制止に従わないときは傍聴人を退場させることができると。一度制止行為が入りまして、2番目として退場を宣告をするというふうな形になっております。

あと、8条の2項で非公開とされた議題の開始にあたっては、会長は傍聴人を退場させるものとする。

9条の雑則につきましては、この要領に定めのない事項は会長が定めるということにしてございます。

説明につきましては、以上でございます。

会長（新井明夫君） 説明を終わりました。

冒頭申し上げましたように、たたき台でございますから、それぞれ委員さんにご意見があらうかと思えます。

なお、第1条から9条までの定めでございますけれども、修正する箇所等についてお考えがございましたら、簡潔な理由と、字句をどういうふうに修正したらよろしいのか、事務局にその発言と同時に整理をさせたいと思えますので、まず冒頭、お願いを申し上げておきたいと思えます。

それでは、まず不明なところのご質疑から伺っていきたくと思えます。不明なところがございますでしょうか。是非でなくて。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 不明なところはないようでございますので、このたたき台について修正箇所についてのご意見がございましたら、ご発言をお願いします。7番、小宮委員。

委員（小宮國暉君） 第2条のことについて、審議会を傍聴できる者は云々と、こう、

ございます。地区内において宅地の所有権を有する者、また、宅地について借地権を有する者、それと、およびその他会長が許可した者、という、もう少し傍聴できる人を具体的に書いておいたほうが、よりわかりやすいのではないかと。

許可した者ということもあるでしょうけど、地区内において借地権を有する者は当然のことだと思いますが、先ほどもあったと思うんですが、その家族ですね。あるいはこの区画整理事業の地区内に居住している方というふうなものも、ここに文章化で載せておけば、「ああ、私も傍聴できるんだな」とか、所有権そのものは卑近な例ですがだんなさんにあると。奥さんも聞いてみたいというときに、だんなさんは勤めに行っちゃって、こういう昼間は出られない。じゃあ、奥さん、ないしその成人されたご長男でもよろしいというふうな、範囲を広げてあげたほうがいいのじゃないでしょうか。

それから、「居住者」というふうな表現の中には、当然、借地をしている方とか、もう全部含まれちゃいますけれども、賃貸でお借りになっている、居住者ですから、特に土地そのものは持っていませんけど、ここに現住所としていわゆる居住されている方ですね、そういう方も、当然ながらこのまちづくりといいますか、区画整理事業に関心が深いのではなからうかと。もちろんその対象になりますから、そういう方も含めると、このような文章にしたらいかがかと提案します。

傍聴できる者は、地区内において宅地の所有権を有する者、宅地について借地権を有する者、および権利者の家族、地区内の居住者、そして、その他会長が許可した者というよりは、審議会に諮って、その他ですから、例えば東京都の方が傍聴したいという時に会長が皆さんに諮って、そして傍聴を認めるというふうな文章にしたほうがよろしいのじゃないかと思えます。

それから、第2項なんですけど、所定の場所で傍聴券の交付を受けなければならないということは、当然こういうことを、きょうもおやりになっていると思います。

それから、3番と4番の件なんでございますが、非常に今後関心が、皆さん、もう自分のことでございますので、ぜひ傍聴したいという人数も踏まえますと、会議開始の「30分前より行う」を「30分前に」というふうに、「より行う」ということになりますと、10分前に来た人はどうなんだというふうになっちゃいますので、前に行き、なおかつ、大勢の方が来られた場合に、当然、場所的な席も制約されますので、傍聴券の交付については、その手続の30分前に来た人が、いわゆる所定の第3条ですか、傍聴人の定数を、未満であればそのままオーケーということで、超えた場合はやはり抽選というふうな形のほうが公平じゃなかろうかと。そうしないと、よく言われるように、先に並ぶという非常に不具合なことが起こり得るといふ懸念がございます。

それによって、3番と4番をあわせまして、交付手続については会議開始の30分前に、第3条における定数を超えた場合に抽選により行うというふうに直せば、逆に言えばこの4条は削除してもよろしいというふうに考えます。以上です。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

ほかにごございますか。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今、小宮委員から、傍聴できる者を地区内のいわゆる家族も含めて、居住者も含めてというふうな範囲を広げるのがよろしいではないかという。私は、さらにこれは、市民であればどなたでもよろしいと思っております。

何ゆえ、宅地の所有権、あるいは借地権者に原則的に限ろうとするのか、その意味がよくわかりませんが、市民にとっても、これは市税を使ってやる事業でございます。したがって、市民だってだれでも関心があるであろうと思いますので、これを広げて市民、それから、中にはメディアの方がお出でになるところがあると思いますので、これは当然、会長の許可を求めるところから、「その他会長が許可した者とする」という、この考え方は結構だと思います。

それから、僕は基本的に、今、座席の関係で16名程度しか入れないという事務局からの話でありましたけれども、まあ、17番目の1名をぼんと「はい。じゃあ、もう16名ですからお帰りください」というようなことでなくて、できるだけ「その後ろのほうの席に立ってもよろしいですか」というような前置きを与えて、立ってもいいという方であれば、そういう方は入れてもいいのではないかと思います。

さらにたくさん来られるようなときには、先ほど事務局から話が出ましたように、別の部屋にはなるけれども、ビデオで見ていただくのと、そういう配慮は結構だと思いますが、そういう人数制限もできるだけ好意的に、「はい、ここまで」というようなことでなくて、「後ろのほうが空いてますけれども、そのかわり立ち見席になりますよ」というようなことを納得していただければ、それでよいのではないかと実は思います。第2条については以上です。

それからまだあるんですが、第3条の、先ほどの傍聴人の定数は会長が決定するとありますが、それは先ほど申しましたように、16名というのが現在の規模のようでございますから、それはそれでいいんですけども、運用については、先ほど申し上げたような方法でよろしいのではないのでしょうか。

そこで一区切りさせていただきます。

会長（新井明夫君） 何かありましたら、引き続いて。

委員（島谷晴朗君） それから、第5条の「傍聴席は会長が指定する」とあるんですが、これはもう前もって指定されるわけですよ、この委員会室であれば。ですから、これは場所が変わったときのことなんでしょうか。違うもつと大きな部屋のほうがいいのかというような場合が想定されますね、そういったときのことなのかと、実は思ったわけです。

それから、第6条の録音機。これはもう私は、先ほども映像でも構いませんよというような発言をしましたが、これは音声ですから、録音機ですから、この第6条の第5項、これをもう許可してよろしいのではないかと。

そして、傍聴に来た人たちが、また家に帰られて、こうこう、こうであるというようなことをほかの住民の方々に説明をするようなこともあります。これは、市にとっても大変すばらしいことですよ。市に代わって説明をしてくれるわけですから。ですから、そういう意味合いからいっても、これはとても、録音機を使って録音していただくことは大変すばらしいことだと、私は逆に思います。以上です。

会長（新井明夫君） ほかにごございますでしょうか。8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） まず、感想からなんですけど、非常に縛りが多いな、なぜこんなに複雑なのかと。いかに傍聴者を排除しないで、多くの人に聞いてもらおうという姿勢がないのじゃないかなというふうに思いました。市議会の傍聴と同じような扱いでいいのではないかなということを感じました。

まず、第2条なんですけれども、この審議会を傍聴できる者が、私は、これは都税も使うものなので、都民の中には、何で355億円もここで、それも羽村の堰に続くような、多摩川景観基本軸に選ばれたところに少しかかるような地域で、その方がよく散策しているような地域をこのようなものにするのかということ、非常に興味を持っていらっしゃる方もいます。ですから、都民だっていいのではないかと。

それから、国レベルの問題なんですけれども、平成10年3月、都市計画決定のとき、平成10年2月の18日に、国のほうからの印があります。

それで、国会議員の中でも、非常にこの地域のことを問題に取り上げてくださっている方がいます。皆さんいろいろご存知だと思うんですけど、平成12年の4月、中村敦夫参議院議員が来られて、羽村駅西口に対して、都知事ノーと言ってくださいとか、ワーストテンという公共事業の中の第9位だというようなこと。それから平成12年の5月には国会の国土環境委員会。そこで大淵絹子参議院議員が、羽村駅西口を例に区画整理事業を追求いたしましたよ、ということで報告がありました。計画を最初に戻し、情報公開と住民の参加の徹底をしてくださいというような意見がありました。

それから、平成14年7月、川田悦子衆議院議員が、区画整理事業に関する質問主意書の中で羽村駅西口を例に挙げています。7月には、反対の方が半数以上なのに行政手続が一方的に進められていますよというようなこと、12月にはもう一度、質問趣意書の中で、説明会や意見書を進める上での単なるステップ、住民を押さえつけているのではないか、そして住民訴訟へとなったのではないかというような、そのような趣旨の内容があるものが入っております。

また、テレビ放映でも、平成8年8月、TBSの報道特集、皆さんもご存じと思いますが、「区画整理がまちにやってきた」というので、三点合意について問題を論じられています。

また、平成13年の2月には「噂の東京マガジン」で、「まちづくり・金も土地も市が奪う怪」と、これは新聞に出たタイトルですが、そういうようなものが出て、全国各地から非常に注目されているところもあります。いろいろ質問も受けます。いろいろこちらに視察に来る方もいます。いろいろな形でこの事業に関し、何ていうんですかね、羽村の堰に続く道であるというようなことで、興味を持っていらっしゃる方もいる。

そういう方たちが、もしこの成り行きを見たい、355億円のこの事業の成り行きがどうなっているのか見たいと言った場合に、それを、審議会を傍聴してはいけませんという理由というのは何かあるのかなと思うので、私の場合は、どのような場合でも聞きたいという方には非公開にするものはないと思いますので、認めてあげて差し支えないと考えております。以上です。

会長（新井明夫君） 8番委員に申し上げますが、理由を簡潔にということで、冒頭で会長のほうからお願いしてございますので、都民にという、その裏づけの今、ご発言であったと思いますけれども、ひとつよろしく願います。

委員（神屋敷和子君） 都民だけじゃなくて、国も。

会長（新井明夫君） ああ、そうですか。
ほかにございますか。

ないようでございます。冒頭申し上げましたように、幾つか意見が出ましたので、事務局にこれを整理をさせまして、改めてその修正の可否についてお諮りをしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

それでは、議事につきましては、本件についてはここで中断をさせていただきます、もしよろしければ、次の2番目、「その他」の2番目の議題に入ってまいりたいと存じますが、これもご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） ありがとうございます。そのように決定しました。

それでは、第3「その他」の(2)番、冒頭申し上げました、羽村駅西口区画整理反対の会世話人から審議会長に提出されました「審議会議事運営規則の審査継続を求める申し入れ書」の取り扱いについて、この扱いをどうするか、委員各位のご意見を伺いたいと存じます。

順次発言を許しますので、ご発言をお願いします。6番、中野委員。

委員（中野恒雄君） この申し入れ書なんですけど、審議会の反対の3名の方が出すというのならわかるんです。山下さんと小倉さんという名前が出ていますけど、これはどういうことなんでしょうか。

会長（新井明夫君） 世話人さんの署名の入った書類を、島谷委員さんとそれから神屋敷委員さんが私の家に持ってまいりまして、会長あての公文ということでございますので、それを受理したということでございまして、内容について、差出人について、詳しくそこで伺ったわけではございませんが、いずれにしても、権利に関するこれからの取り計らいを行うのについて、それも先ほど申し上げましたように、淡々と受けて委員の皆さん方のご意見を伺うことがよろしいかなということでございます。

7番、小宮委員。

委員（小宮國暉君） この申し入れ書を読ませていただきました。大変、まあ運営規則ということについてのご意見なものですから、読ませていただいたんですけど、本来、運営規則というもののあり方は、私の認識している限りにおいては、この前も説明がありましたけれども、市長が、この審議会の諮問機関の依頼者というか委託者でございます。

その市長が、こういう形で運営をしてくださいよというふうに、一応の基準を定めたものだ。ですから、審議会の場でこの運営規則のあり方について、誤字脱字とか質疑は結構だと思いますが、意見、これをこういうふうに変えてくれとか、事前にこれは審議委員に諮るべきじゃないとか、そういう代物ではないのじゃないか。

ですから、これでまた、この審議会を進めるにあたって特に大きな問題が発生すれば、当然、市の、また市長としても、「この運営については不具合だから、こうしたほうがいいのじゃないか」というふうなことを、当然ながら時機を踏んで言うてくるでしょう。あるいは審議会の会長が、いわゆる「この辺はどうなんだろうかね」というふうなことを、市長の諮問機関の長として、問い合わせをしたり合議すべき内容であって、これは申し入れ書の問題点を把握され、記載されて、申し入れ書は大変結構なことだと思います。しかし、土俵に上がる上がらないのまず基準点からすると、この審議会の場での討議は妥当ではないというふうに思います。以上です。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。ほかに。5番、中根委員。

委員（中根康雄君） 小宮委員との関連になろうかと思いますが、私は、この運営規則は市長が権限において定めたものだと思うんですね。したがって、審議会に諮って決めるというものではないはずなんです。

そういう意味で、審議会の会長に申し入れるべきものではなくて、もし、修正だとか意見がある場合には、やはり市長のほうに申し入れるべきものではないか、そのように考えるものなんです。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 市長が先に公布してしまって、それをそのままやらなければいけないというような法的な根拠というのは、私はないと思います。その裁量というか運用の中で、市長が審議委員のほうに「こんなものでやりたいんだけど、どうだろうか」という、そしてその後公布するということは、別に間違っていることではないと思いますが。以上です。

会長（新井明夫君） ほかに。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） この申し入れ書が出ている内容については、もうお読みいただいていますので、皆さんご存知だと思います。重複して申し上げる必要はないと思うんですが、しかし、ここに書いてある4点の事柄は、審議会でも当然、討議事項になったものでありまして、実はこういうようなことが、やはり市民の皆さんもおかしいと思われるわけですね。そういうことをここに挙げています。当然、だれでも、規則を読むことによって、やはり「おかしいな」と、ごく自然な疑問がわいてくるわけです。こういう自然な疑問がわいてくるということに対する、やはり説明をする必要がある。それは、私たちに、反対の会の推薦者の審議委員に説明をされると同時に、そういう会の人たちにも私は説明をしていただきたいと思っております。

これは非常に重要なことですね。ですから、そういう労をぜひとっていただきたい。確かに市長の権限で行われるということはよくわかります。皆さんご存じだと思いますが、私たちの町内会のいわゆる集会所を借りるときでも、その承諾書にはちゃんと市長の名前と公印まで押してあります。集会室を借りてもいいですよ、承諾します。これはもう、全く形式的ですよ。当然そうなんです。

そういうふうに、やはり市長の権限でそういうふうになっているわけですから、それと同様に考えて、この審議会規則をつくっていいものかどうか。これは一番最初に、第1回のときに私は申しました。審議委員に諮らないで審議委員の規則をつくるなんて、これはおかしいじゃないかと。まず、そういうものを意見を聞いて、聴取してからやりなさいよ。そういう姿勢がなぜできないのかと。これは市長の姿勢なんです。これは、私はもう厳しくこのことをたびたび市長に申し上げたいと思っている。こういう姿勢を変えない限り変わりませんよと、そのことを言いたいんですよ。

ですから、市民の皆さんが、こういうごく自然な疑問を持ったということは、これは非常に重大に受けとめても僕はいいと思うぐらい、そういうことなんです。

会長が先ほど、私と神屋敷さんと二人でこれを代わってお持ちしました。けれども、そこでちゃんとやはり受け取ってくださいということは、やはり皆さんにこれを諮って、そしてやろうという、その会長としての気持ちは十分に私も理解しております。

ですから、そういうことで、もう決まったことだからとか、それは確かにそのとおりなんですけれども、こういう申し入れにある4点のことについては、ぜひ我々審議委員としても、これは重大に受けとめておく必要があるのではないかと、一言申し述べたいと思っております。

会長（新井明夫君） それでは、両方の方々の異なる意見が出されたわけでございます。一方では、市長の権限であると。大きな問題が運営上発生した場合には、市長と会長の間でのそういう具申もできるのではないかと、それか

ら、また別の意見としては、市長の権限で定める前に審議会の意見を聞いてもよかつたのではないかというような、プロセスの発言もございました。

本来ならば、ここで市長の見解を伺うことはやぶさかではないいのですが、これは審議会長あてに出されたものでございまして、審議会としてこの申し入れについて一定の結論を出さないと、これは非常に重要な問題でございますから、今後の運営に何かと支障を来すことも考えられます。したがって、世話人からの申し入れについては、その趣旨は理解できますけれども、審議会として申し入れについての継続審議ということについて、その是非はここで決めていきたいと存じます。

したがって、採決をとらせていただきます。
継続審議を行うことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

会長（新井明夫君） ありがとうございます。3名でございます。
継続審議をする必要はないと考えられる委員さんの挙手をお願いいたします。

[反対者挙手]

会長（新井明夫君） ありがとうございます。6名でございます。
よって、申し入れにつきましても、市長さんがこの席にご出席でございますので、その趣旨はご理解をさせていただきまして、審議会としては、以上のような結論に決定をさせていただきたいと存じます。

議題の3番の(2) 番については、以上で終了させていただきます。

(1) 番については、今、整理したものを印刷しておとのことでございますので、暫時休憩をいたします。

午後3時26分 休憩

午後3時41分 再開

会長（新井明夫君） 休憩を解きまして、区画整理審議会を再開いたします。
本日の議題の「その他」の(1)土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案） については、先ほど、委員の皆さん方からそれぞれご意見をいただきました。

その修正点について、文書でご審議いただくことにしたわけでございますが、若干の手違いがございましたので、会長のほうから口頭で申し上げます。落ちていた点がございましたら、ご指摘をいただければありがたいと存じます。

それでは、まず、第1条は原案のとおりでございます。

第2条の「審議会の傍聴」でございますが、ここに、本文に掲げた者以外に「権利者の家族」、それから「居住者」、これを明記することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） ありがとうございます。
それから、さらに枠を「市民」に広げるといふご意見がございました。
これについてご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 異議ありということでございますので、この件について採決をさせていただきたいと存じます。
「市民」といふ言葉を明記することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

会長（新井明夫君） 3名でございます。
挙手少数でございますので、「市民」については言葉として入れない……

（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） ここへ個別に明記するのは、私の考えですけど、この権利者の家族、地区内に居住している者、

あと、そのほかの者については、この後に「その他会長が会に諮って許可した者」という条文がありますので、それについては傍聴の申し出があった段階で、その都度、審議会で諮ればすべてが解決するのではないかと。ここへすべてのものを網羅すること自体、ちょっと無理があると思いますので、そのような計らいでよろしいのじゃないかと思うんですけども。

会長（新井明夫君） 3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 細かいことは、今、瀧島さんのほうから「その他会長が許可した者」とすると。

私が申し上げていることは、市民といえば、当然、所有権も、宅地、借地権、所有権者みんな入るわけです、家族も。そして、税金の行使についても関心のある市民がたくさんいます。ですから、初めから市民としておけば、細かい区分けは必要ないわけですから、「市民」で十分、私が申し上げたいこの「会長の許可」が要するというのは、例えばメディアの方がいらっしやるかもわからない。そういうときに、会長の許可が必要だろうということを申し上げているんです。

会長（新井明夫君） 4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） ここで、この後のところにもありますけれども、会議の30分前に、要するに超えていた場合には抽選を行う。30分前に傍聴券の交付を行う。それはその時点では、ここに書かれている権利者、権利者の家族、地区内に居住している者、これがまず優先されると。それでなお、そのほかに、まず権利者が要するにこの場に入って聞ける。それ以外の者については空いていけば入るし、空いてなければ要するにモニターで見る。

そういうように、私はまず権利者を優先をするという考え方で、それ以外の者は会長が会に諮って許可した者と、そういうふうにしたほうがいいのではないかと、そういう意味でございます。

会長（新井明夫君） 今、瀧島委員からご意見がございまして、ここで、先ほどの関係で、権利者の家族、それから居住者、これについてはご賛同いただいたわけでございます。したがって、それ以外の方の傍聴に関しては、会長がこの委員会にお諮りして、審議会にお諮りして決めるということで整理をしたいと思っております。

それについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 異議なしということでございますが、何かございますか。8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） もし、そういう文章になった場合、市民の方でこの区域内に住んでいない方が見た場合に、「ああ、だめなのだ」と思うし、例えば、その来た方が多かったら自分はもう見られないんだなということになるわけなので、ただもう、市税として非常に多くの税金を使う事業なので、それは市民だったらどんな方でも聞けるというようなのは、当然のことと私は思うのですが。

会長（新井明夫君） 4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） 要するに、傍聴を拒否するというのじゃなくて、やはり原則として限定数16名きり入れないと。その中で、まず権利者の方々を、まず納税されている方より権利者のほうが、本当にこの事業についてかわり合いが多いわけですよ。だからその人たちを優先し、それで、要はその後、そういう人たちをということで、私はよろしいと思います。

ただ、要するに今の神屋敷委員の発言だと、できないという。できないんじゃないかと、要するに条件的にどれを優先するかというふうに理解すればいいのじゃないでしょうかね。

会長（新井明夫君） ご趣旨はよく理解できましたので、決まりをつけさせていただきたいと存じます。

それでは、先ほど、小宮委員からご発言のありました部分をこの条文に入れまして、あとは会長が審議会に諮り決定するというところに、この第2条の第1項はさせていただきますと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

それでは、次に3番と4番、これは両方に関係しておったと思いますけれども、まず、傍聴券の交付については会議の30分前に抽選により行うということで、第2条4項の先着順とする項は削除すると、こういうことでございます。

これでご異議ございませんでしょうか。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 30分前に抽選をします。それは、あれですか、もちろんオーバーした場合の話ですよ。16名ないし、それをオーバーした場合の話ですよ。

会長（新井明夫君） 先ほどの小宮委員のご発言は、そういうことでございます。確認ですね。よろしいですね、3番委員。

委員（島谷晴朗君） ですから僕は、さっきも言いましたが、16名というのは実際問題、後ろは「立ち見席でもいいですか」というような場合には入れてもいいということをお願いしたから、そういうことも含んでおいてほしいということ……

会長（新井明夫） 会長から申し上げます。3条の関係で、会長が決定するというところでございますが、16人という定数は定めておきますけれども、そこは運用というご指摘がありましたような方法というのは、この会議でとってもいいのではないかと、会長の運用により対応するというで、その運用が限度を超える数になった場合には、これはモニタールームで見てもらうということになろうかと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、3条については、そのように決定をさせていただきたいと存じます。

次に、6条の関係で録音機の発言がございました。

録音機は持ち込んでいいのではないかと、ということでございます。これについてご意見を伺います。4番、瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） 傍聴についての録音機、写真機、撮影機については、この条文に書いてあるとおりでよろしいと思っております。

前回の審議会で、委員の方々が録音をすることについては、いいでしょうということで申し合わせができました。これにつきましては、審議会の委員さんにつきましては、この審議会でのご発言その他について責任を持たなければならない。そのために録音機で録音をして記録をします。そういう私は理解でございます。

傍聴の方につきましては、この会議の進め方その他各委員の発言等をお聞きをいただいております。それでよろしいのではないかと、思います。

このただし書きの「事前に会長の許可を受けた者を除く」とありますが、この中には、メディア、新聞社等あると思いますが、この場合、写真機等を持ち込んでいいのかというようなことも出ると思いますが、写真の撮影については、会議前、会議が始まる前に撮影をしていただく。会議が始まってからは、一般傍聴者と同様に、録音機、写真機、撮影機の持込みはご遠慮いただく、そのような方法でよろしいのではないかと、思います。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

録音機については、携帯を許したらどうかというご意見と、それから、これは原案のとおりでよろしいというご意見でございます。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 原則公開ということは、もちろん、傍聴をしていた方々にも審議委員と同じように公開していいわけですから、審議委員に許されている録音機を、傍聴者が持ち込んで録音して自分なりに正しく理解しようと、あるいは、ほかの市民の方々にそれを伝達するというようなことも、大いにあるべきだと私は思うんですね。

ですから、一々これを事前に会長の許可を受ける、そういう必要なしに、だれでも録音をとりたいという方は自由にさせていこうと。

それから、メディアの人たちに、最初だけ写させて、そして途中でやめてもらうと。そういうようなことでなくて、そのメディアの方々が自由に聴取して、この審議会の内容を記録して、そして報道に供するというようなことも当然あつてしかるべきで、そういう枠をわざわざはめる必要は何であるのか。それが私にはわかりませんが、やはりメディアの人たちにとっても、これは公開の原則に従って「どうぞおとりください」と、あるいは「どうぞ録音でも、映像でもそれをなさるがいいでしょう」と、そういうことだと僕は思いますけどね。以上。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 録音機のことなんですけれども、区画整理のこと、このような言葉の中には非常に難しい言葉がたくさん出てきます。それで、私のほうでもわからないこともよくあるので、傍聴に来ている方々なんかは、本当にわからないことは多いと思うのです。

それで、それは各自、自分でそれを勉強するなりいろいろするためにも、ここの審議会で何が話し合われてきたかということ、それを克明にやはりテープにとったりするのは、ごく自然なことだと思うので、私は認めるべきと考えます。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

それでは、録音機の問題について意見が分かれたので、ここで採決をさせていただきたいと存じます。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。原案です。この第6条の5項です。

[賛成者挙手]

会長（新井明夫君） ありがとうございます。
反対の方。

[反対者挙手]

会長（新井明夫君） 3名でございます。
賛成多数でございますので、傍聴席に入ることのできない者、第6条の5号につきましては、原案で決定をさせていただきます。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） これは会長の許可があればよろしいわけですね。当然、この文章からいって。

会長（新井明夫） この「事前に会長の許可を受けた者を除く」ということでございますので、これはやはり、私は審議会のご意見を体して判断をしていきたいというふうに考えておりますので、そういうケースが起りました場合には、委員の皆さんにお諮りをしていきたいというふうに考えております。よろしゅうございますか。

委員（島谷晴朗君） メディアの、いわゆる新聞社だとか、あるいはテレビ局でも同じ対応ですか。

会長（新井明夫君） まあ、市議会が一般的な例をお持ちでございますので、羽村市議会の例を尊重して対応すべきであらうというふうに考えております。5番、中根委員。

委員（中根康雄君） ちょっと審議会の運営の件なんですけど、録音機の件でございますけれども、修正ではなくて、休憩時間中の録音機というのは止めておいていただきたいと思うんですが、これはどこかに、文章じゃなくていいんですが、やはり休憩時間中は私語とかそれ以外のものが入ると思いますので、休憩時間中は録音機を止めておいていただきたい、私はそのように思います。先ほどは、ちょっと動いていたところがあったようです。

会長（新井明夫君） 先ほど、休憩を宣言したときにも、今の中根委員さんをご指摘の、録音機は止めてくれと、こういう会長は指示を申し上げましたので、今後、同様のご指示を申し上げますので、ひとつお守りいただきたいと存じます。以上です。

それでは、たたき台として各委員さんにお示ししました「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領」は、内容が決定いたしました。

後日、整理した要領をご配付するというご承りいただきたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、付則の、この要領の施行日でございますが、平成16年4月27日、本日施行するというご決定をさせていただきます。青木都市整備技術担当参事。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） 先ほど来、モニターのことをちょっとご説明をされてるんですけど、これは映像でなくて、この会議で出ました音声、いわゆる音のみでしか、この設備がありませんので、ここで話されている音が他の部屋で聞けるということでございますので、ご了解いただきたいと存じます。

会長（新井明夫君） ありがとうございます。そのようにご理解いただきたいと存じます。3番、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） これは事務局に要求したいんですが、それをビデオでやはりモニターしてください。その施設を、よろしくをお願いします。

会長（新井明夫君） これは物理的、技術的、さまざまな問題があるかと思いますが、青木都市整備技術担当参事、何か意見がありましたら発言願います。

都市整備技術担当参事（青木次郎君） 現在のところ、やはりここにはそれだけの設備を設けておりませんので、やはりここで話されている、その映像というよりは、やはりそのことが、いわゆる表現がどういうふうな発言がされているかということで私は十分と考えておりますし、そういうような設備がありませんので、現在のところは不可能と、その対応は図れないということでございます。

会長（新井明夫君） そういう発言でございます。

各委員さんに申し上げますが、物理的に設備がないということでございまして、そのようにご理解をいただきたいと存じます。

それでは、本日の議題につきましては、皆さん方のご協力をいただきまして、すべて終了することになりました。

(「いや、まだ残ってますでしょう。前回の議事録が」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) 前回の議事録につきましては、先ほど、写しを皆さん方にご配付を申し上げるということでご理解をいただいておりますので、事務局のほうで……

委員(島谷晴朗君) 今の、この要領のことじゃないんですか。今、おっしゃったのは、要領のことで……

会長(新井明夫君) いや、そうじゃなくて、小山委員から会長あてに出された、前回の休憩時間中の議事録が欠落しているということについて、お話がございました。それについては先ほどお話ししたわけでございまして、その小山委員から私あてに提出された文書については、参考までに各委員さんにご配付するというご本人の了承をいただいておりますので、それでご理解いただきたいと思います。

委員(島谷晴朗君) それで結局、結論としては。

会長(新井明夫君) 結論としては、休憩を宣言した以降の再開までのささやきは私語でございましてから、これは議事録に載らないと。休憩時間中の発言は議事録に載らないということでございます。

委員(島谷晴朗君) いや、そういうことではないんでしょう。要望書、小山委員の要望書。

会長(新井明夫君) いや、今後の扱いについて私は申し上げました。今後の扱いで、休憩を宣言して再開までの間は、議事録にとどめないと。前回はその手続きがしっかりできてなかったというご指摘ですから、そこはきちっと、私のほうで録音機を止めなさいという指示を今後していくということでございます。

委員(島谷晴朗君) それで結局、載ることになったんですね。

会長(新井明夫君) いや、載らないです。

委員(島谷晴朗君) これは休憩にされますと、また、載らなくなります。

会長(新井明夫君) いや、前回は、申し上げましたが、休憩時間中の議事録を載せなかったことについて、ご指摘があったわけです。

これは、載せないことについて、そういう載せられないという確認も十分できていなかったという点で、私はその申し出については理解を示したわけでございますけれども、それは基本的に、休憩時間中の会話について議事録に載せることは、これは妥当ではございませんので載せないと。

ただし、そういう発言に対してご意見がせつかく寄せられたわけですから、参考までに、小山委員が何を主張せんとしたか、それを委員の皆さん方に周知させる方法はとりまじょうと、こういうことでございます。

委員(島谷晴朗君) 会長の言われた、その意味はよくわかります。しかし、小山さんのこの要望書の中に、こういうふうに書いてあります。これは、おそらくほかの委員の方々には行ってないので、その文章がおわかりでないと思いますので……

会長(新井明夫君) それではちょっとお待ちください、配りますから。

[資料配付]

会長(新井明夫君) はい、どうぞ発言を。

委員(島谷晴朗君) それでは、この要望書を読んだほうが非常にわかりやすいと思います。

「第1回審議会議事録中、休憩時間中の討議の記録が欠落して記載されていない。(議事録12ページ9行以下)。思うに、休憩であるから、実質討議が行われているにもかかわらず、記録の必要な事務局は考えているのではないか。今回のように、実質、討議をするのにわざわざ休憩にする意味があるのか。もし、このようなことが今後慣例的に行われるならば、非公開部分を意図的に演出する懸念さえある。明らかに今回は、司会者が休憩を宣言しておきながら、意見を

委員に求めているのであり、休憩にする必然性はない。休憩は字義どおり本来の休憩でよい。」

これは、今、会長が言われたとおりで、休憩は字義どおり本来の休憩でいいんです。この場合は当然、記録は必要ないと思います。

「よって、今回の休憩中の討議内容も議事録に追加、掲載を要望する。」ということです。実際にこれは。

会長（新井明夫君） それで、これは小山委員さんと担当部長がお話し合いをして、これは理解をもらったという前提で私は申し上げているはずですよ。ですから、そのように理解していただければ、この問題は、この言わんとしている趣旨、要するに司会者が休憩を宣言して、明らかに休憩に値するその質疑であることを確認した上でやっていくように、今後、今度は会長としてこの辺の趣旨を尊んで運営にあたっていくということで理解をいただいているということ、再三申し上げているわけです。

したがいまして、これはもう、議事録に載せるわけにはいかないんです。例えば休憩のとり方に若干の問題があったとしても。

たまたま、あのときの議論を思い起こしていただければわかると思いますが、途中で瀧島委員さんが録音機の動いていることについて気がついて、本論とは別に、議事の流れの中での異なった状況を見つけて、それについて発言を求めたわけで、そのとき、たしか休憩宣言がされたと思います。で、その中の発言でございますから、これはもうそのとおり、いろんなそれは解釈があるかと思いますが、これは議事録に載せることはかなわないと、こういうことでございます。

委員（島谷晴朗君） はい、わかりました。

会長（新井明夫君） 以上でございます。

それから、一つ大事な点を落としましたが、事務局において、次回、6月のころ、他の区画整理の現場を視察したいという提案がありまして、会長も、いろんなところを見ることは大いに結構だというふうに判断しております。

そういうことで、まず、視察を行いたいということについて、ご了承をちょうだいしたいと存じます。ご異議ございませんね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） それでは、事務局から簡単な計画を、今ございましたら。

羽村課長のほうから説明をお願いします。

区画整理課長（羽村福寿君） それでは、今、会長のからお話がありました視察の関係でございますけれども、6月の半ばに、皆さんご存じかと思うんですけども、六町ですとか、瑞江地区、そういうところの区画整理の現場を視察したいということで、準備を進めたいというふうに考えております。

日には6月16日を設定をいたしまして、六町の地区になりますので、1日の視察という形になるかと思っておりますので、委員さんの予定のほうをよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

会長（新井明夫君） 6月16日、水曜日でございます。ひとつぜひ、日程をお空けいただきたいと存じます。8番、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） すみません、日程のことについてですが、審議会もそうなんですけれども、こういう視察も、10人の審議委員全員が参加できるような日を、ここの場所で「この日はどうですか」「この日はどうですか」というふうな形で決めることがいいと思うのですが。

会長（新井明夫君） ただいまのご意見はもつともでございます。

6月16日はご都合よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） ありがとうございます。

それでは、後ほど細かい日程等については事務局からご通知を差し上げますので、全員ご出席いただきますようお願いを申し上げます。

長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。

これもちまして、第2回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会といたします。